

丸亀市指定管理者制度における
指定管理料スライド制度運用の手引き

丸亀市総務部財務課

令和 7 年 9 月

第1章 目的

本市の指定管理者制度においては、指定管理期間中の物価変動は、原則指定管理者が対応すべきリスクと整理しているが、近年の急激な労務単価の上昇や物価高騰に伴い、事業者の経営リスクの増加や住民サービスの低下に対する懸念が生じており、施設の安定的な運営を確保するための対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な管理運営や、業務の適正な履行の確保を目的として、賃金水準や物価水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（以下「指定管理料スライド制度」という。）を導入する。

本手引きは、指定管理料スライド制度の導入にあたっての考え方や手続きの流れ、内容等について整理するものである。

第2章 指定管理料スライド制度の考え方

1 制度の概要

指定管理者制度を導入している施設について、賃金及び物価水準を示す指標をもとに算出した変動率が一定水準（±1%）を超える場合に、年度ごとに見直し額を算出し、当該年度の指定管理料について、スライド制度による増減を反映させるとともに、翌年度以降の指定管理料にもスライド制度による増減を反映させる。

2 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入している全施設に導入する。

3 導入時期

令和7年度更新施設（令和8年度から次期指定期間が始まる施設）から導入する。以降、順次指定期間の更新に合わせて導入する。

4 基本的な考え方

指定管理経費について、指定管理者が指定に係る応募時に提案した人件費及び物件費の額（提案額）に対して、賃金や物価の水準をはかる指標を基に算出した変動率を乗じて、年度ごとの変動額を算出し、一定以上の増減（±1%）が見られた場合に、当該年度の指定管理料の調整（※）を行う。

※社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金や物価の水準が上がった場合には指定管理料を増額し、下がった場合に指定管理料を減額する。

5 対象経費

(1) 人件費

指定管理者から提案された人件費（労働基準法第 11 条に規定する賃金）のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費（自主事業に係る経費は除く）を対象とする。

（対象例：給与、賃金、賞与、社会保険料）

（対象外例：通勤手当、住居手当、健康診断費）

【参考】労働基準法（抜粋）

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

(2) 物件費

指定管理者から提案された施設管理業務に必要であり、物価に係る指標に連動させることが適当な経費を対象とする。

（対象例：光熱費、委託料、通信運搬費）

（対象外例：公租公課、減価償却費、支払利息）

(3) 対象外経費

自主事業に係る費用及び物品等を販売する施設において、当該販売に要する費用は対象外とする。

6 賃金水準及び物価水準の参照指標

毎年度、対象経費に雇用形態別の賃金水準及び企業間の取引に係る物価水準を測るため、以下の指標を基に算出した変動率を用いてスライド額を算出する。

(1) 人件費

雇用形態	適用する指標（変動率）
正規職員相当 [正規職員、雇用期間の定めのない者] (労働契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間雇用されている者で、フルタイムで従事する者)	民間給与実態調査（香川県人事委員会） →香川県人事委員会が当該年度に公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における「民間従業員の給与（月例給）×（「12 カ月分」＋「特別給の年間支給割合（月数）」）を前年度の同式と比較して得た変動率を適用

非正規職員相当 〔正規職員と比較して1日の所定労働時間や労働日数が少ない者、雇用期間の定めがある者〕 (パート、アルバイト等の正規職員相当以外の者)	香川県最低賃金(香川労働局) →香川労働局が当該年度に公表する最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用
--	---

(2) 物件費

適用する指標(変動率)
企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) →日本銀行調査統計局が毎月公表する「企業向けサービス価格指数」における「総平均(除く国際運輸)」に係る「前年比」の前年10月から当該年9月までの1年間の平均値を前々年10月から5年に一度基準年が変わるため前年9月までの1年間の平均値と比較して得た変動率を適用

7 変動率の算出方法

(1) 人件費

●正規職員相当

$$(\text{○年度月例給} \times (12 + \text{○年度特別給割合})) - ((\text{○-1)年度月例給} \times (12 + (\text{○-1)年度特別給割合}))$$

$$\text{変動率} = \frac{\text{○年度月例給} \times (12 + \text{○年度特別給割合}) - ((\text{○-1)年度月例給} \times (12 + (\text{○-1)年度特別給割合}))}{(\text{○-1)年度月例給} \times (12 + (\text{○-1)年度特別給割合})} \times 100$$

●非正規職員相当

$$\text{○年度香川県最低賃金} - (\text{○-1)年度香川県最低賃金}$$

$$\text{変動率} = \frac{\text{○年度香川県最低賃金} - (\text{○-1)年度香川県最低賃金}}{(\text{○-1)年度香川県最低賃金}} \times 100$$

(2) 物件費

$$(\text{○-1)年10月} \sim \text{○年9月企業向けサービス価格指数の平均値}$$

$$- (\text{○-2)年10月} \sim (\text{○-1)年9月企業向けサービス価格指数の平均値}$$

$$\text{変動率} = \frac{(\text{○-1)年10月} \sim \text{○年9月企業向けサービス価格指数の平均値} - (\text{○-2)年10月} \sim (\text{○-1)年9月企業向けサービス価格指数の平均値}}{(\text{○-2)年10月} \sim (\text{○-1)年9月企業向けサービス価格指数の平均値}} \times 100$$

※すべて変動率(%)は小数点第3位を四捨五入する。

8 スライド額の計算方法

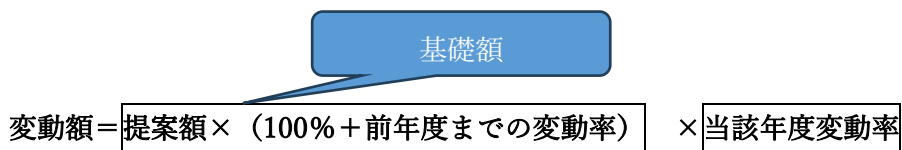
スライド額の算出については、「正規職員相当人件費」、「非正規職員相当人件費」、「物件費」においてそれぞれ計算を行う。毎年度下記に示す基礎額に、算出した変動率を乗じて変動額及び累積変動額を算出し、この累積変動額から対象経費の±1.0%相当額及び前年度までの累積スライド額を差し引いた金額を当該年度のスライド額とする。

指定期間1年目の計算においては、提案額を基礎額とし、指定管理期間2年目以降の計算においては、1年目の基礎額に前年度までの変動率を用いて計算した額を各年度の基礎額とする。

また、募集時期等により指定管理開始年度のスライド額相当分が公募時に示す指定管理料の限度額の積算に含まれている場合は指定期間初年度のスライド額は発生しない。

一方、指定管理料の限度額の積算を指定管理期間の前々年度の実績をもとに算定した場合は、指定管理期間前年度の変動率が反映されていないことから、この場合は、指定管理前年度の変動率を加味して、指定管理初年度の年度協定を結ぶとともに、初年度の変動率を改めて反映させることとする。

なお、計算により発生した小数点以下の金額の端数については、人件費、物件費ごとに四捨五入する。


$$\text{変動額} = \text{提案額} \times (100\% + \text{前年度までの変動率}) \times \text{当該年度変動率}$$

- ・指定期間1年目基礎額・提案額
- ・指定期間2年目基礎額・提案額×(100%+1年目の変動率)
- ・指定期間3年目基礎額・提案額×(100%+1年目の変動率)×(100%+2年目の変動率)
- 4年目以降同様

$$(\text{単年度}) \text{スライド額} = \text{変動額} \pm \text{提案額} \times 1\% (\text{差し引き額})$$

$$= \text{累積変動額} - \text{差し引き額} - \text{前年度累積スライド額}$$

算出例

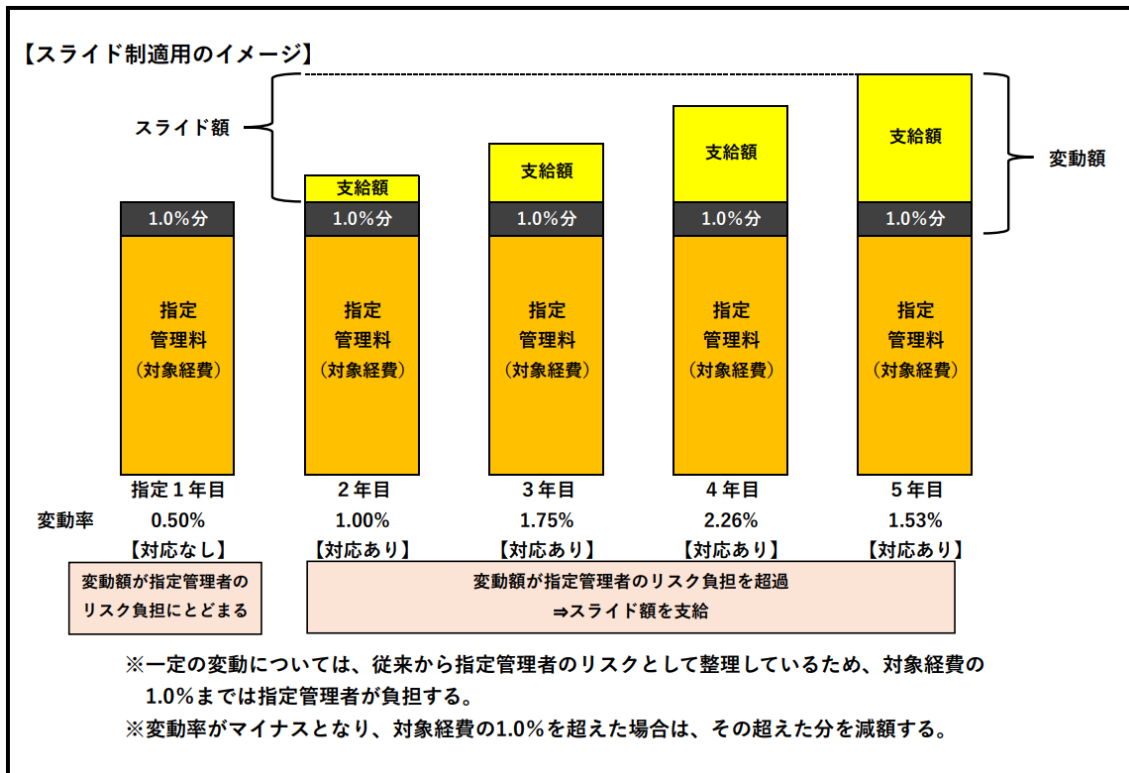
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
提案額＝対象経費 (A) (円)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
基礎額 (B) (前年度基礎額× (100%＋前年度変 動率(初年度は提案 額)) (円)	15,000,000	15,075,000	15,225,750	15,492,201	15,842,324
変動率 (C)	0.50%	1.00%	1.75%	2.26%	1.53%
変動額 (D) (円) (B×C)	75,000	150,750	266,451	350,124	242,388
累積変動額 (E) (円)	75,000	225,750	492,201	842,325	1,084,713
差し引き額 (F) (円) (対象経費 1.0%指 定管理者のリスク)	±150,000	±150,000	±150,000	±150,000	±150,000
累積スライド額 (G) (円) (E±F)	0	75,750	342,201	692,325	934,713
単年度スライド額 ・補正予算額 (円)	0	75,750	266,451	350,124	242,388
当初予算額 (円)	15,000,000	15,000,000	15,075,750	15,342,201	15,692,325

※累積スライド額が、差し引き額の範囲内の場合は 0 円となる

【算出詳細】

年数	スライド額の計算
1	$15,000,000 \text{ 円 (提案額} \cdot \text{基礎額)} \times 0.50\% = 75,000 \text{ 円 (変動額)}$ $75,000 \text{ 円} - 150,000 \text{ 円 (差し引き額)} = -75,000 \text{ 円}$ 累積スライド額：0 円、スライド額：0 円 (算出額を差し引き額が上回るため)
2	$15,000,000 \text{ 円 (提案額)} \times (100\% + 0.50\%) = 15,075,000 \text{ 円 (基礎額)}$ $15,075,000 \text{ 円} \times 1.00\% = 150,750 \text{ 円 (変動額)}$ $75,000 \text{ (1 年目変動額)} + 150,750 \text{ 円 (2 年目変動額)} - 150,000 \text{ 円 (差し引き額)} = 75,750 \text{ 円}$ 累積スライド額：75,750 円、スライド額：75,750 円
3	$15,000,000 \text{ 円 (提案額)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + 1.00\%) = 15,225,750 \text{ 円 (基礎額)}$ $15,225,750 \text{ 円} \times 1.75\% = 266,451 \text{ 円 (変動額)}$ $75,000 \text{ 円 (1 年目変動額)} + 150,750 \text{ 円 (2 年目変動額)} + 266,451 \text{ 円 (3 年目変動額)} - 150,000 \text{ 円 (差し引き額)} = 342,201 \text{ 円}$ 累積スライド額：342,201 円、スライド額：266,451 円
4	$15,000,000 \text{ 円 (提案額)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + 1.00\%) \times (100\% + 1.75\%) = 15,492,201 \text{ 円 (基礎額)}$ $15,492,201 \text{ 円} \times 2.26\% = 350,124 \text{ 円 (変動額)}$ $75,000 \text{ 円 (1 年目変動額)} + 150,750 \text{ 円 (2 年目変動額)} + 266,451 \text{ 円 (3 年目変動額)} + 350,124 \text{ 円 (4 年目変動額)} - 150,000 \text{ 円 (差し引き額)} = 692,325 \text{ 円}$ 累積スライド額：692,325 円、スライド額：350,124 円
5	$15,000,000 \text{ 円 (提案額)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + 1.00\%) + (100\% + 1.75\%) + (100\% + 2.26\%) = 15,842,324 \text{ 円 (基礎額)}$ $15,842,324 \text{ 円} \times 1.53\% = 242,388 \text{ 円 (変動額)}$ $75,000 \text{ 円 (1 年目変動額)} + 150,750 \text{ 円 (2 年目変動額)} + 266,451 \text{ 円 (3 年目変動額)} + 350,124 \text{ 円 (4 年目変動額)} + 242,388 \text{ 円 (5 年目変動額)} - 150,000 \text{ 円 (差し引き額)} = 934,713 \text{ 円}$ 累積スライド額：934,713 円、スライド額：242,388 円

※正規職員相当人件費、非正規職員相当人件費、物件費においてそれぞれ計算し、合計する。



9 賃金水準及び物価水準の変動率がマイナスとなった場合

賃金水準及び物価水準の変動に伴う各経費の見直しは社会情勢によるものであるため、変動率がマイナスとなった場合には、対象経費の「1%」を超えて減少する額をスライド額とし、指定管理料から減額する調整を行う。

10 その他

- ① 募集時に指定管理料スライド制度に関する事項と各経費におけるスライド対象経費を募集要項や仕様書に明記して指定管理者を募集する。
- ② 適用指標の公表後に、財務課より変動率を施設所管課に通知する。施設所管課は、変動率及び変動率を用いて算出した当該年度の累積スライド額を指定管理者へ提示する。
- ③ 施設所管課は当該年度補正予算において単年度スライド額の要求を行うとともに、翌年度当初予算にも累積スライド額を加算して予算要求を行うこととする。
- ④ 補正予算議決後、施設所管課は、確定した累積スライド額を含めた指定管理料を基に年度協定書の変更協定を締結し、支出（戻入）する。

第3章 指定管理料スライド制度の運用

1 指定管理料スライド制度の運用スケジュール

時期		内容
指定 期 間 開 始 前	7月～8月	募集要項の作成（スライド制度に関する事項を記載）
	9月～10月	募集要項の公表・募集
	11月	指定管理者選定
	12月	指定管理者指定と債務負担行為設定の議案提出
	1月～3月	基本協定書締結【スライド制度に関する事項を記載】
	3月	当初予算議決
指定 期 間 中	4月	年度協定締結
	10月～11月	スライド額の算定根拠となる各種指標の公表
		財務課で変動率を算出し、施設所管課へ通知
		施設所管課でスライド額を算出し、指定管理者へ通知
	1月～2月	3月補正予算【単年度スライド額】の要求
		次年度当初予算の要求【単年度スライド額の加算】
	3月	3月補正予算・次年度当初予算の議案の提出
	補正予算議 決後	変更協定締結【累積スライド額の反映】年度当初に遡及適用
		スライド額の支払い、戻入

2 募集要項等への記載

新たに指定管理料スライド制度を導入する際は、募集要項等に明記のうえ指定管理者を募集する。

3 協定書締結

協定書締結時、指定管理料スライド制度による指定管理料のスライド額及び支払時期等については、市と指定管理者で協議のうえ定めることとし、各年度で指定管理料のスライドが発生した場合、変更協定を締結するものとする。